

上ノ国町をはじめとした檜山管内4町と八雲町熊石にわたる海域で計画がある檜山沖洋上風力発電事業に関して、新聞でも記事が掲載されるなど「洋上風力」という言葉をよく耳にするようになり、私たち町民にとっても身近な話題となりました。

本町では、これまでにない国の大規模な構想を推進する立場で意思表示していることから、しっかりとした情報収集を関係機関・団体等に協力を求めて実施しております。

今月号では、本町が現時点で知りえる情報と、町の基本的な考え方についてお伝えします。

1 エネルギー政策の転換期

地球温暖化と言われて久しい今日、その**主な原因**は私たちの生活にはなくてはならない電気を発電するための**化石燃料(火力)を利用した発電が急速に増大**したことにより、二酸化炭素の排出量も大幅に増えていると言われています。

これを食い止めようと、先進国を中心に世界の国々はエネルギーを太陽光や風力といった自然由来のものへ転換していくこととしています。

日本においても、昨年秋、国は更に踏み込んだ方針として「**2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す**」ことを宣言しました。

一方で日本の現状は、火力による発電量は減少傾向にあるものの2019年において全発電量に占める火力の割合は75%とまだまだ高いレベルにあります。

これを受け、国は「洋上風力の課題解決のための新しい法律」を制定しました。

日本では電気をつくる構成比率のうち、風力発電の占める割合は0.8%です。

導入が進まない理由の一つとして、山が多く、陸上で発電所を立てられる場所が限られていることが挙げられます。

それなら海に風車を設置して発電する「洋上風力発電」はどうかというと、こちらは海域の占用に関するルールの問題や、漁業関係者や船舶運航事業者など、海域を先行的に利用している人々との利害調整の必要などがあり、これが事業実施への課題となっていました。

これを解決するため、国は2019年4月に新しい法律「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に係る法律(以下「再エネ海域利用法」という。)」を制定し、日本でも洋上風力発電の利用拡大に向けた取り組みを始めました。

法律では、全国で統一したルールを設け洋上風力事業の促進を図るため、国が、洋上風力発電事業を実施可能な「促進区域」を指定したうえで、発電事業を行う事業者を公募・選定し、30年間発電のための占用を認定するというものです。

現在、長崎県五島市沖が昨年6月に、秋田県の2カ所と千葉県銚子市沖が11月に発電事業者の公募を開始しました。

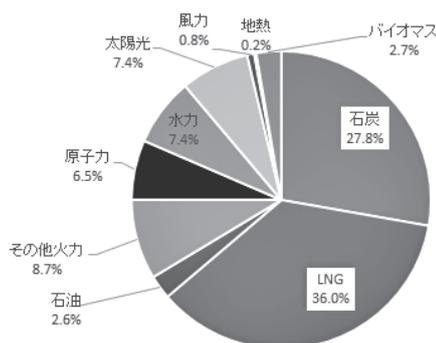


図1: 日本全体の電源構成(2019年速報)
出所: 電力調査統計などよりISEP作成

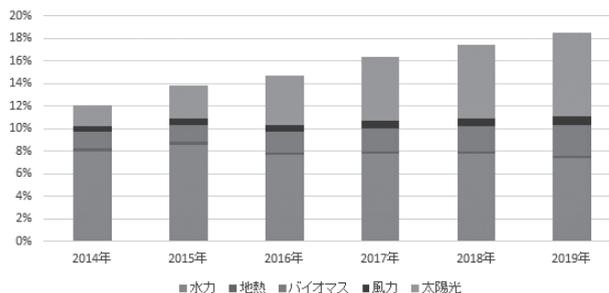


図2: 日本国内の全発電量に占める月別の自然エネルギーの割合
(出所: 電力調査統計などよりISEP作成)

2 洋上風力発電に対する北海道の考え方

北海道は、洋上風力の高いポテンシャルを有しており、建設やメンテナンスなどによる大きな経済効果が期待されるとともに、北海道の新エネの導入拡大に重要なエネルギーの一つとなることができるよう、海域の先行利用者や地域の理解を得ながら再エネ海域利用法に基づく国による促進区域の指定に取り組んでいます。